

諮問番号 令和5年度諮問第2号

答申番号 令和5年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため、棄却することが相当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、審査請求人〇〇〇〇（以下「請求人」という。）に対し、令和5年2月10日付けで、差押処分（松財債第〇〇号の〇〇）（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人が、本件処分の取消しを求めた事案である。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。
生活困難、催促状・納付書の不着。

2 処分庁の弁明

処分庁は、概ね次の弁明をしている。

(1) 本件処分について

ア 納税通知書及び督促状の送達について

納税通知書及び督促状は、地方税法（以下「法」という。）第20条第1項の規定のとおり、通常取扱いによる郵便で送付をしており、返戻になっていない。したがって、法第20条第4項の規定により、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される。

また、催告書については差押処分の法的要件ではないが、令和4年〇〇月〇〇日と令和4年〇〇月〇〇日に千葉県松戸市〇〇〇〇へ送付し、返戻となっていない。したがって、差押予告書（催告書）についても、請求人に送達があったものと推定される。

イ 差押について

法第331条第1項第1号及び第463条の27第1項第1号に規定するとおり、徴税吏員は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税の地方団体の徴収金の納付がないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされ

ているところ、令和4年度軽自動車税（種別割）に係る督促状は令和4年〇〇月〇〇日に、令和4年度市・県民税第3期に係る督促状は令和4年〇〇月〇〇日に、令和4年度市・県民税第4期に係る督促状は令和5年〇〇月〇〇日に、それぞれ発送されており、いずれも督促状を発した日から起算して10日を経過した日以降に差押を執行している。

また、本件処分は預金債権の差押を執行しているが、給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、国税徴収法第76条第1項及び第2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当であると判断した大阪高等裁判所令和元年9月26日判決に基づき、給与債権と同様に国税徴収法第76条の規定に基づく差押禁止額を控除して処分を執行している。

国税徴収法第76条の規定による差押禁止額については、国税徴収法第76条第1項第4号の規定による〇〇〇〇円と同項第5号の規定により算出された〇〇〇〇円の計〇〇〇〇円が差押禁止額となる。差押処分を行った令和5年〇〇月〇〇日時点での請求人の保有する〇〇〇〇の口座残高〇〇〇〇円から、差押禁止額〇〇〇〇円を除いた〇〇〇〇円を差し押さえたものである。

なお、同項第5号の規定により算出した〇〇〇〇円に関しては、請求人が名義人となる〇〇〇〇の直近3か月の取引明細を確認の上、最も高額な給与入金額であった〇〇月の支給額〇〇〇〇円を基に算出した。また、令和5年〇〇月〇〇日に差押が執行された事実を確認した後、実際に令和5年〇〇月〇〇日に入金された給与支給額を基に、同項第4号及び5号の規定により差押禁止額を算出したところ、差押禁止額は〇〇〇〇円と相違なかった。

(2) 審査請求の理由について

ア 催促状・納付書の不着について

上記のとおり、納税通知書及び督促状は返戻となっていないことから、法第20条第4項の規定により送達があったものと推定されるため、請求人が主張する催促状・納付書の不着を理由に本件処分の取消しを求めることはできない。

イ 生活困難について

本件処分について、給与生活者の生計に占める重要性に鑑み、給与債権（及び給与と同視できる預金債権）については、上記のとおり、差押時点での請求人の保有する口座残高〇〇〇〇円から、国税徴収法第76条第1項第4号及び同項第5号の規定による差押禁止額〇〇〇〇円を差し引いた金額を差し押さえている。

(3) 結論

以上のとおりであって、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

審査会における諮問に係る判断は、審理員の意見とおおむね同旨であり、その要旨は、以下のとおりである。

1 認定事実

- (1) 処分庁は、令和4年〇〇月〇〇日、請求人に係る次の内容の令和4年度軽自動車税（種別割）（以下「本件軽自動車税（種別割）」という。）の納税通知書を当時の請求人の住民登録地である千葉県松戸市〇〇〇〇（以下「本件住所」という。）に発送した。なお、当該納税通知書は返戻とならなかった。

ア 税額

〇〇〇〇円

イ 納期限

令和4年〇〇月〇〇日

- (2) 請求人が、前記(1)の納期限内に本件軽自動車税（種別割）を納付しなかったことから、処分庁は、令和4年〇〇月〇〇日、同年〇〇月〇〇日を支払期日とする本件軽自動車税（種別割）に係る督促状を当時の請求人の住民登録地である本件住所に発送した。なお、当該督促状は返戻とならなかった。

- (3) 令和4年〇〇月〇〇日、処分庁は、請求人に係る次の内容の令和4年度市県民税の納税通知書を当時の請求人の住民登録地である本件住所に発送した。なお、当該納税通知書は返戻とならなかった。

ア 令和4年度第3期市県民税（以下「第3期市県民税」という。）

(ア) 税額

〇〇〇〇円

(イ) 納期限

令和4年〇〇月〇〇日

イ 令和4年度第4期市県民税（以下「第4期市県民税」という。）

(7) 税額

〇〇〇〇円

(4) 納期限

令和4年〇〇月〇〇日

- (4) 請求人が、前記(2)の督促状の支払期日以内に本件軽自動車税（種別割）の納付をしなかったため、処分庁は、令和4年〇〇月〇〇日、令和4年度軽自動車税（種別割）に係る差押予告書（催告書）を当時の請求人の住民登録地である本件住所へ発送し、催告した。当該差押予告書（催告書）は返戻とならなかった。
- (5) 請求人が、前記(4)の催告書の支払期日以内に本件軽自動車税の納付をしなかったため、処分庁は、令和4年〇〇月〇〇日、本件軽自動車税（種別割）に係る差押予告書（催告書）を当時の請求人の住民登録地である本件住所へ発送し、催告した。なお、当該差押予告書（催告書）は返戻とならなかった。
- (6) 請求人が、前記(3)ア(4)の納期限内に第3期市県民税の納付をしなかったため、処分庁は、令和4年〇〇月〇〇日、同年〇〇月〇〇日を支払期日とする第3期市県民税に係る督促状を当時の請求人の住民登録地である本件住所へ発送した。なお、当該督促状は返戻とならなかった。
- (7) 令和4年〇〇月〇〇日、請求人名義の〇〇〇〇口座（以下「本件口座」という。）には給与として〇〇〇〇円の入金があった。
- (8) 請求人が、前記(3)イ(4)の納期限内に第4期市県民税の納付をしなかったため、処分庁は、令和5年〇〇月〇〇日、同年〇〇月〇〇日を支払期日とする第4期市県民税に係る督促状を同年〇〇月〇〇日当時の請求人の住民登録地である本件住所へ送付した。なお、当該督促状は返戻とならなかった。
- (9) 請求人が、本件軽自動車税（種別割）、第3期市県民税及び第4期市県民税（以下、併せて「本件各税」という。）を納付しなかったため、処分庁は、延滞金（〇〇〇〇円）を加算した〇〇〇〇円（以下「本件滞納徴収金」という。）につき滞納処分を進めることとし、令和5年2月10日、請求人が名義人となる本件口座の残高金〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円の払い戻し請求権の差押えをした（本件処分）。
- (10) 請求人は、令和5年2月21日付けで審査請求をした。
- (11) 審理員が行政不服審査法36条の規定により、処分庁に対し、本件処分に係る差押禁止額の計算過程について質問したところ、処分庁は令和5年7月13日付けで以下の内容の回答をした。

「1 質問事項について

従来、債権管理課では、最高裁判所平成10年2月10日判決に基づき、預金債権については原則全額の差押えを執行していたが、大阪高等裁判所令和元年9月26日判決を受け、給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に則り、業務を遂行している。

- ①実務としては、預金調査により差押可能な入金が判明した際、履歴やその他調査により給与等に該当する可能性があるかと判断した場合には、上記判例に鑑み、滞納者生活維持の観点から自主的に国税徴収法第76条1項第4号・第5号に相当する金銭を控除した上で差押えを行っている。
- ②計算の過程として、差押執行当日の入金額を事前に把握することは事実上困難であるため、郵送による差押えの場合は直近3か月程の入金履歴を確認のうえ、最も高額となる入金額を基に同法同条同項第5号を算出し執行時の禁止額として計上している。また、同法同条同項第1号から第3号の規定により所得税・地方税・健康保険料等に相当する金額については差し押さえることができないと規定されているが、通常口座に振り込まれる給与は上記金額が差し引かれたうえで入金されており、預金差押え時にその相当額が含まれることはないと思慮される。

給与見込額	直近3か月の最高額である〇〇月入金額と同額	〇〇〇〇円
1号	所得税法第183条により特徴	〇〇〇〇円
2号	地方税法第321条の3により特徴	〇〇〇〇円
3号	健康保険法第167条第1項により特徴	〇〇〇〇円
4号	国税徴収法第76条第1項第4号	〇〇〇〇円
5号	(給与見込額－4号) × 20 / 100	
	1,000円未満切り上げ	〇〇〇〇円
	預金差押時控除額(4号+5号)	〇〇〇〇円

※5号参考

(省略)

- ③差押執行後、本人への差押謄本送達から換価手続き着手までに2週間ほど期間を設けており、その間に本人から接触があり、給与明細等の確認資料が提出された場合は、同法同条同項第1号から第3号の規定に係る所得税・地方税・健康保険料等の特別徴収有無を確認のうえ、実際の差押禁止額について再計算を行い、禁止額に抵触していた場合は該当部分につき差押えの一部解除等を行うこととしている。

本件処分においては、直近3か月における最も高額であった令和4年〇〇月〇〇日の支給額〇〇〇〇円を基に算出した第5号〇〇〇〇円と、第4号に規定される〇〇〇〇円を足し合わせた〇〇〇〇円を差押禁止額として計上し、処分を行った。

上記処分後に再度取引明細を確認したところ、令和5年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇より〇〇〇〇円の入金があり、第4号・第5号について計算を行ったところ、差押禁止額は〇〇〇〇円に相違なかった。

なお、上記③のとおり、本人より給与明細等の提出があった場合、改めて差押禁止額について算定を行い、禁止額に抵触する場合は該当部分につき差押解除を行う方針であることを申し添える。」

2 法の仕組み

- (1) 地方団体の徴収金の賦課徴収に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する（法第20条第1項）。

通常 of 取扱いによる郵便又は信書便により法第20条第1項に規定する書類を発送した場合には、同法に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定する（法第20条第4項）。

- (2) 市町村民税及び種別割について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税及び種別割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない（法第331条第1項第1号及び第463条の27第1項第1号）。

市町村民税及び種別割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による（法第331条第6項及び第463条の27第6項）。

- (3) 給与、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給与等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押えることができない（国税徴収法第76条第1項）。

ア 1号

所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第2

12条の規定によりその給与等につき徴収される所得税に相当する金額

イ 2号

法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額

ウ 3号

健康保険法第167条1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料に相当する金額

エ 4号

滞納者に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法第12条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

オ 5号

その給料等の金額から前各項に掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額

- (4) 居住者に対し国内において所得税法第28条第1項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収する日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない（所得税法第183条）。
- (5) 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（給与所得者）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収するものとする（法第321条の3第1項）。
- (6) 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる（健康保険法第167条第1項）。
- (7) 国税徴収法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間一月ごとに100,000円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある

者を含む。)その他の親族があるときは、これらの者一人につき 45,000 円を加算した金額)とする(国税徴収法施行令第34条)。

- (8) 国税徴収法第76条第1項の規定に基づき差押えができる金額の計算に当たっては、その計算の基礎となる期間が1月未満のときは百円未満の端数を、1月以上のときは千円未満の端数を、それぞれ次のように取り扱うものとする(国税徴収法基本通達第76条関係3)。

ア 給与等の金額については、切り捨てる。

イ 法第76条第1項各号に掲げる金額については、切り上げる。

3 あてはめ

- (1) 前記第3の1のとおり、請求人が納付書、督促状及び催告書の不着を主張していると解されるため、以下検討する。

法第20条第1項の住所とは、各人の生活の本拠、すなわち、その者に生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきものと解される(最高裁平成23年2月18日判決参照)。

本件において、前記1(1)ないし(6)及び(8)のとおり、各納付書、督促状及び催告書の発送日において、請求人の住民票上の住所は本件住所であり、請求人が他の場所を生活の本拠地としていたと認められる事情も見当たらないことから、処分庁が各納付書、督促状及び催告書を本件住所に宛てて発送したことは、法第20条第1項の趣旨に反するものではなく、納付書、督促状及び催告書の送達の効果としては有効である。

そして、法第20条第4項の規定により、本件住所に発送した納付書、督促状及び催告書は通常到達すべきであった時に送達があったものと推定され、これを覆す事情は見当たらない。

- (2) 前記2(2)のとおり、徴税吏員は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る各税の地方団体の徴収金の納付がないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

本件において、前記1(2)、(6)及び(8)のとおり、本件軽自動車税(種別割)に係る督促状は令和4年〇〇月〇〇日に、第3期市県民税に係る督促状は同年〇〇月〇〇日に、第4期市県民税に係る督促状は令和5年〇〇月〇〇日に、それぞれ発送されており、前記1(4)及び(9)のとおり、いずれも督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付がなかったことから、前記1(9)の差押え(本件処分)を行った時期につい

て違法又は不当な点はない。

(3) 次に、請求人が生活困難と主張しているため、本件処分における差押禁止額について検討する。

ア 前記1(9)のとおり、本件処分は預金債権の差押えを執行しており、給与の差押えではない。

原則として、給与等が金融機関の口座に振り込まれたことによって発生する預金債権は差押禁止債権としての属性を承継するものではない。しかし、給与等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、国税徴収法第76条第1項及び第2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である（大阪高等裁判所令和元年9月26日判決参照）。

前記1(7)のとおり、本件口座には請求人の給与が振り込まれており、本件預金債権は当該給与を原資とするものであるから、給与債権と同視し、国税徴収法第76条の規定に基づき、請求人に係る差押禁止額を検討する。

イ 前記1(11)のとおり、処分庁は、本件処分において、令和4年〇〇月〇〇日の入金額〇〇〇〇円を基に差押禁止額を算定している。

この点、口座に振り込まれる給与は、所得税（国税徴収法第76条第1項第1号）・地方税（同条同項第2号）・健康保険料（同条同項第3号）に相当する金額が差し引かれたうえで入金されていることが想定されることに鑑みると、かかる算定方法が不合理とまではいえず、裁量権の逸脱濫用とまではいえない。

この点を踏まえ、請求人の差押禁止額を計算すると、次のとおり〇〇〇〇円となる。

（省略）

(4) 前記1(9)のとおり、令和5年2月10日時点の本件口座の残高は〇〇〇〇円であるから、差押禁止額〇〇〇〇円を除いた〇〇〇〇円が差押可能金額であり、本件処分において〇〇〇〇円を差し押さえたことに違法又は不当はない。

(5) その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却することが相当である。

第5 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

令和5年 9月27日 審査庁からの諮問

令和5年11月 7日 審議